

徳島県一時保護施設整備基本計画策定業務仕様書

1 目的

改正児童福祉法（令和4年法律第66号）において、一時保護施設の設備や運営に関して初めてとなる国の基準が令和6年4月に施行されたこと、及び近年一時保護を要する児童が増加傾向にあることから、一時保護施設に入所する児童の環境改善と受入体制の強化を図るため、徳島県中央こども女性相談センターに設置している一時保護施設を移転することとし、その新たな一時保護施設の整備に向けた調査等を行い、その成果を基本計画としてとりまとめる。

（一時保護施設）

児童福祉法に基づき、児童虐待や保護者の入院など、様々な理由により家庭で養育ができないと児童相談所が判断した場合に一時的に保護（入所して生活）を行う施設

（関連法令）

一時保護施設：児童福祉法第12条の4

一時保護施設の設備及び運営に関する基準：内閣府令第27号

2 建設概要

（1）建設候補地

（詳細については、現地説明会において別途提示）

（2）敷地面積

1, 435.53㎡程度

（3）入所定員

24名（3歳から17歳までの児童、男子12名・女子12名）

3 業務内容

（1）敷地及び建築条件の調査

- ・建設候補地における関係法令等の調査（建設にあたり必要となる手続きを含む）
- ・土壌汚染対策法に基づく地歴調査（これに付随する業務を含む）

（2）建物規模の設定

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」及び別表を踏まえて、一時保護施設に必要となる建物の規模を設定する。

（3）一時保護施設建設計画案の作成

上記（2）で設定した要件を満たす一時保護施設建設計画案を3案程度作成すること。

（一時保護施設建設計画案の構成）

案毎に以下の資料を作成すること。

- ・各案の考え方（コンセプト）
- ・イメージパース（外構、駐車場イメージ含む）
- ・各室面積表
- ・概略配置図及び平面図
- ・概算工事費算出書（外構を含む）
- ・工程表（手続き等準備を含める）
- ・関係法令の検討書（必要な手続き等を含める）
- ・木材の使用量及び使用箇所
- ・その他特記事項

(留意点)

- ・計画案は、県施策の推進の観点から関係する条例や県各局が定める計画等を踏まえて検討・作成すること。
- ・一時保護施設の性質を十分に理解し、入所する児童のプライバシーへの配慮がなされ、動線や採光等安全で安心して生活できる環境とすること。
- ・建物の配置及び外構の検討にあっては、当該土地に隣接する住民の生活への影響や他の施設の運営への影響を十分に踏まえること。
- ・周辺工事の状況を把握し、交通障害等を回避、緩和する工期・工法等を検討すること。
- ・建設工事の実施にあたり、工事事務所の設置場所を含め工事車両の進入路や資材の搬入等も検討すること。

(4) 計画案の比較・検討

上記(3)で提案する3案程度の一時保護施設建設計画案について、各案の長短を整理する。

(5) 整備手法の検討

工期やコスト等の観点から最も効果的な整備手法を比較・検討する。

(6) 検討結果のとりまとめ

上記(4)及び(5)の検証から、一時保護施設建設に向けて最も合理的な計画案を導き出し、供用開始までの具体的なスケジュール案をまとめる。

4 業務期間等

業務期間 契約締結日から令和8年3月15日まで

5 成果品

(1) 基本計画詳細版 A4版無線綴じ製本 5部

※両面カラー 表紙：コート紙、本文：上質紙

(2) 上記電子データ(CD-ROM等) 1式

6 その他

- (1) 業務は、提示された与条件及び適用基準等によって行うこと。
- (2) 県の求めに応じ、県内部での検討を目的とした関係者による打合せ会議に出席し、会議資料作成等の運営補助に協力すること。
- (3) 業務期間においても成果品の一部を県から求められた場合には、可能な限り協力し、提出時期等、県との協議の上とりまとめて提出すること。
- (4) 計画の策定にあたって必要となる書類がある場合は、県と調整し、貸与等の手続きを行うこと。
- (5) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合や、本仕様書に定められていない事項については、県と協議の上決定すること。
- (6) 本仕様書に定める提出物等の提出後の利用に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。